

平成30年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成30年6月7日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 東郷 克己	2番 山崎 敦志
	3番 長谷川崇朗	4番 橋 俊明
	5番 坂口 重良	6番 岩井智恵子
	7番 津村 俊二	8番 矢野 隆行
	9番 田中 陽介	10番 稲垣 誠亮
	11番 山本 剛	12番 鈴木 市朗
	13番 工藤 義明	14番 野並 享子
	15番 東郷 正明	16番 北村五十鈴
	17番 荒川 泰宏	18番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	総務部長	小山 日出夫
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	吉川 武克
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	川端 貴美子
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局次長	遠藤 総一郎	書記	吉川 加代子
書記	坂口 稔		

## 議事日程

### 諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 報告第 1 号から報告第 2 号まで

(平成 29 年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について  
他 1 件)

### 報告

第 4 議第 55 号から議第 63 号まで一括上程

(平成 30 年度野洲市一般会計補正予算 (第 2 号) 他 8 件)

### 提案理由説明

## 市長提出議案

報告第 1 号 平成 29 年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

報告第 2 号 平成 29 年度野洲市水道事業会計予算繰越計算書について

議第 55 号 平成 30 年度野洲市一般会計補正予算 (第 2 号)

議第 56 号 平成 30 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議第 57 号 野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例

議第 58 号 野洲市職員定数条例の一部を改正する条例

議第 59 号 野洲市税条例等の一部を改正する条例

議第 60 号 野洲市土地開発基金条例の一部を改正する条例

議第 61 号 野洲市介護保険条例の一部を改正する条例

議第 62 号 野洲市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条  
例

議第 63 号 事業契約について (野洲市余熱利用施設整備運営事業)

開議 午前 9 時 00 分

## 議事の経過

(開会)

○議長 (矢野隆行君) (午前 9 時 00 分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成 30 年第 3 回野洲市議会定例会を開会致します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は、18人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付致しました議事日程のとおりであります。

また、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりであります。

また、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分報告書が市長から提出され、お手元に配付しておきましたので、ご確認お願い致します。

(日程第1)

○議長(矢野隆行君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第9番、田中陽介議員、第10番、稲垣誠亮議員を指名致します。

(日程第2)

○議長(矢野隆行君) 日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

本定例会の会期は、本日から6月28日までの22日間に致したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月28日までの22日間と決定致しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりであります。

(日程第3)

○議長(矢野隆行君) 日程第3、報告第1号から報告第2号まで、平成29年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について他1件について、市長より報告を求めます。

山仲市長。

○市長(山仲善彰君) 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成30年第3回野洲市議会定例会を招集致しましたところ、議員の皆様には、全員ご出席をいただき誠にありがとうございます。

本定例会におきましては、報告事項としまして、平成29年度一般会計及び水道事業会計の繰越計算書2件を報告致します。また、議案と致しましては補正予算2件、条例改正

6件、その他1件の合計9件を提案致しますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

まず、報告第1号平成29年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。

平成30年第1回定例会における一般会計補正予算（第12号）で、それぞれ繰越明許費として議決いただきました農林水産業費の担い手確保・経営強化支援事業補助金他6件の事業につきまして、繰越計算書を調整致しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

次に、報告第2号平成29年度野洲市水道事業会計予算繰越計算書についてご報告申し上げます。

建設改良に要する経費のうち、三上地区配水管布設工事実施計画業務において、近畿地方整備局滋賀国道事務所発注の国道8号バイパス関連業務と進捗状況を合わせる必要が生じたことから、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して執行するものであり、同条第3項の規定に基づき繰越計算書において報告するものです。

以上、報告と致します。

（日程第4）

○議長（矢野隆行君） 日程第4、議第55号から議第63号まで、平成30年度野洲市一般会計補正予算（第2号）他8件を一括議題と致します。

事務局次長が議案を朗読致します。

遠藤次長。

○議会事務局次長（遠藤総一郎君） 朗読致します。

議第55号平成30年度野洲市一般会計補正予算（第2号）他補正予算1件、議第57号野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例他条例改正5件、議第63号事業契約について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

山仲市長。

○市長（山仲善彰君） それでは、提案致します議案の提案の理由の説明を申し上げます。

まず、議第55号平成30年度野洲市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳

入歳出予算それぞれに509万6,000円を増額するものです。

歳出の内容につきましては、民生費の母子・父子福祉対策事業費において、母子生活支援施設への入所措置が必要となるケースが発生したため、措置費を338万8,000円増額する他、同じく民生費の生活保護施行事務費においては生活保護費の支給基準改定に伴うシステム改修委託料として162万円を追加するものです。

これに対する歳入につきましては、国・県負担金、国庫補助金及び収支の財源調整として繰越金を追加計上するものです。

次に、議第56号平成30年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算それぞれに3万4,000円を増額するものです。

歳出の内容につきましては、本議会に別途提案しています野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例において、野洲市さくら墓園合葬式施設整備検討委員会を附属機関に位置づけようとすることから、当初予算に計上していました委員等謝礼を委員等報酬に組み替えると共に、旅費費用弁償を追加するものです。

これに対する歳入につきましては、墓地公園整備基金繰入金を追加計上するものです。

議第57号野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、市長の附属機関として野洲市胃がん検診事業運営委員会、野洲市さくら墓園合葬式施設整備検討委員会及び野洲市自殺対策計画策定委員会を新たに追加するものです。

なお、本条例は公布の日から施行するものです。

議第58号野洲市職員定数条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、市立野洲病院の設置に伴う病院職員の採用を行うにあたり、新たに病院職員の定数として270人を加え、職員定数の合計を476人から746人に改正するものです。

なお、本条例は平成31年7月1日から施行するものです。

議第59号野洲市税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

主な内容につきましては、働き方の多様化を踏まえた個人住民税の基礎控除等の見直し、地方たばこ税の税率の引き上げ等を行うものです。

働き方改革を後押しするとの国の方針を受け、所得税と同様、給与所得控除、公的年金

等控除の制度の見直しを図ると共に、一部を基礎控除に振り替えるなどの対応を行うもので、平成33年度以後の個人住民税に適用されます。

たばこ税の見直しでは、国及び地方のたばこ税の税率を1本当たり3円、1箱当たりでは60円を引き上げるもので、平成30年10月1日から3段階で引き上げます。また、加熱式たばこについても、国のたばこ税と同様、課税方式の見直しを実施し、平成30年10月1日から5年間をかけて段階的に移行するものです。

議第60号野洲市土地開発基金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、一定の方針と手順をお示しして進めてきた土地開発基金の課題整理がひとまず完了したことを受けて、今後は土地開発基金の活用見込みを考慮した適正な基金保有額とするために基金の額を改正するものです。

なお、本条例は公布の日から施行するものです。

議第61号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、介護保険法施行令の改正により、介護保険条例で引用している介護保険料率の算定に用いる特別控除額に関する条文が削除され、新たに別の条項において定められたことから、引用している該当政令の条項を改正するものです。

なお、本条例の施行日は、改正介護保険法施行令の施行日に合わせ、平成30年8月1日とするものです。

議第62号野洲市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、主任介護支援専門員資格に更新制が導入された際の介護保険法施行規則の一部を改正する経過措置規定について解釈の変更があり、本条例の附則の経過措置規定について所要の改正をするものです。

なお、本条例は公布の日から施行するものです。

議第63号事業契約について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、野洲スクリーンセンターの余熱を利用し、元気と健康を創出する持続可能な活性化拠点とするため、温水プール及び温浴施設をはじめ、特産物販売施設等、民間事業者によるPFI事業として、野洲市余熱利用施設整備運営事業を実施するもので、この事業のために設立された特別目的会社の野洲すいむ8NEXT-PFI株式会社代表取締役、浮穴浩一と契約金額25億2,338万3,761円で事業契約を締結す

るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、通称PFI法第12条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

なお、この施設は一昨年秋に地元大篠原の多大なご協力のもとに竣工・稼働した新クリーンセンターの計画段階から、ごみ焼却の排熱をサーマル・リサイクルし、市民体育館併設の温水プール機能を確保する施設として計画したものです。新クリーンセンター稼働後の一昨年末から、専門家及び住民代表から成る余熱利用施設整備基本計画検討委員会を設置し、検討を進め、パブリックコメントを経て、昨年3月に基本計画策定に至りました。基本計画において、導入機能及び規模を設定すると共に、事業手法は公共施設等の建設、維持、管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行うPFI方式が望ましいとされました。平成29年7月、PFI法第15条第1項に基づき、特定事業の名称、期間、概要、立地場所、実施方針の策定時期を公表致しました。引き続き専門家及び住民代表、また弁護士から成る野洲市余熱利用施設整備PFI事業の事業者選定委員会を設置し、第1回を平成29年8月4日に開催し、実施方針案、要求水準案、落札者決定基準案等を検討していただき、平成29年8月23日、PFI法第5条に基づき、野洲市余熱利用施設整備運営事業実施方針を公表し、その後、議会全員協議会に報告を致しました。

その概要は、事業実施にPFI法を適用し、効率的かつ効果的な事業実施を図る。2番目に事業方式はBTO方式により実施する。総合評価一般競争入札により事業者選定委員会で審査選定する。必須施設を温水プール、具体的には25メートル、8コース以上、温浴施設、特産物販売施設とする。以上でありました。

平成29年9月22日には、平成29年度補正予算として期間を平成29年度から平成53年度の間、債務負担行為として25億3,000万円の議決を得ました。その後4回までの委員会を開催し、本年3月27日、最終審査により優秀案の選定等を行い、翌28日落札者を決定し、公表致しました。4月19日にはPFI法第11条第1項の規定に基づき、野洲市余熱利用施設整備運営事業における民間事業者選定の客観的評価の公表を行い、基本協定の締結を経て、5月22日、仮契約の締結を行って現在に至ったものであります。

以上、議案の提案理由の説明と致します。よろしくご審議賜りますようお願い致します。

○議長（矢野隆行君） 以上で、本日の日程は全て終了致しました。

お諮り致します。

明6月8日から6月13日までの6日間は、議案調査のため、休会と致したいと思いません。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) ご異議なしと認めます。よって、明6月8日から6月13日までの6日間は休会することに決定致しました。

なお、念のため申し上げます。来る6月14日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑、委員会付託及び一般質問を行います。

本日はこれにて散会致します。大変ご苦勞さまでした。(午前9時16分 散会)



野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成30年6月7日

野洲市議会議長 矢野 隆 行

署名議員 田中 陽 介

署名議員 稲垣 誠 亮